

令和5年度 江戸川区花火大会・市川市民納涼花火大会

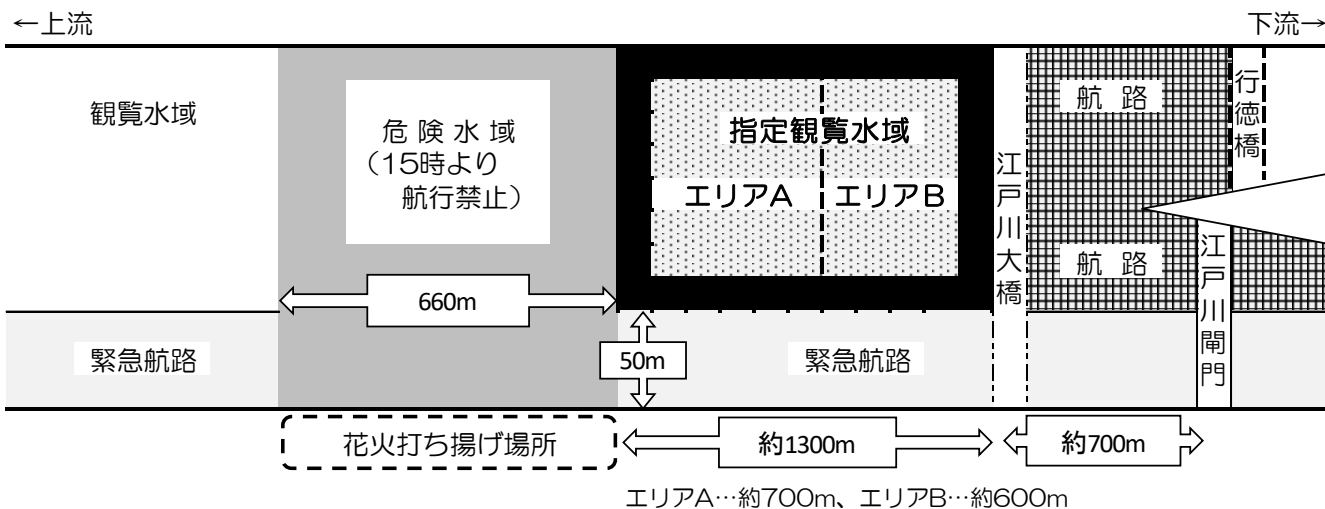
[令和5年8月5日(土) ※荒天中止(順延なし)]

船で観覧を希望される皆様へ

当日は安全な水上観覧のため、水上規制を行い下図のとおり『指定観覧水域』を設けます。指定観覧水域内での観覧は、**事前に花火大会実行委員会への申し込みを行い、ご協賛いただいた方で標旗を掲げた船舶に限り**ます。

なお、標旗のない船舶は午後2時30分以降、江戸川閘門を通行できませんので、ご了承ください。(行徳橋から会場へは航行できませんのでご注意ください。)

《水上規制及び指定観覧水域図》



1. 水上規制について

花火の打揚時間は午後7時15分から午後8時30分までですが、**午後2時30分から大会終了後、安全確認ができるまでの間、江戸川水面で水上規制を行います**ので、船舶で観覧される場合は、下記の注意事項を必ずお守りください。

- (1) 規制日 令和5年8月5日(土)
- (2) 危険水域 **水上規制図の危険水域は、午後3時から大会終了後、安全確認ができるまでの間、船の航行及び係留ができません。**
- (3) 観覧水域 屋形船・プレジャーボートは船種を問わず停泊が可能
- (4) 航路 船種を問わず停泊禁止

※花火大会当日の江戸川閘門通過について

江戸川閘門を通過する際、水位等により時間がかかる場合があります。観覧の際は時間に余裕をもってお越しください。特に**大会終了後はかなりの時間を要しますので、ご了承ください。**

2. 指定観覧水域内での観覧可能な船舶の条件及び区分について

(1) エリアA [屋形船などの営業船エリア]

- ① 営業用として常用されている**遊漁船または旅客船**であること
- ② **船舶検査証に記載されている船舶の長さが10m以上50t未満の船舶**であること

(2) エリアB [一般プレジャーボートエリア]

- ① **船舶検査証に記載されている船舶の長さが5m以上の船舶**であること
- ② 防舷材(クッション材)を備えていること

(3) エリアA・B共通事項

- ① 事前に花火大会実行委員会より標旗の交付を受け、その旗を船に掲出していること。
- ② 乗船人数分の救命用具を備えていること。
- ③ 船舶を確実に固定できる重さのアンカーを2個以上備えていること。
- ④ 船舶の水面上の高さが4m以下の船舶であること。
- ⑤ 船舶の幅員が8m以下の船舶であること。
- ⑥ 船舶の喫水が2.5m以下の船舶であること。
- ⑦ 便所を備えていること。
- ⑧ 雨対策用具、消火器を備えていること。⑨ 航海灯があること。

3. 指定観覧水域での観覧申し込みについて（協賛金は返金できません）

※所有される船舶がどのエリア区分に属するのかご確認の上、お申込みください

エリアA 観覧船舶（概ね50艇）のお申込みについて

- ① 協賛金額 … 定員30人以下→30,000円 定員31人以上→40,000円
- ② 必要書類 … 観覧申込書、誓約書、船舶検査証書の写し
- ③ 申込期間 … 6月12日（月）から6月23日7月14日（金）※必着 まで
※先着順で申し込みを受け付けます
- ④ 申込方法 … 江戸川区花火大会実行委員会(江戸川区中央1-4-1)へ必要書類を持参又は郵送
★持参の場合⇒ 協賛金もあわせてお持ちください。
その場で標旗を交付します。（土日を除く8:30～17:00）
★郵送での申込みの場合 ⇒ 振込先のご案内を郵送しますので、振込確認後に標旗を交付（郵送）します。

エリアB 観覧船舶（概ね70艇）のお申込みについて※下記のとおり申込期間を延長します

- ① 協賛金額 … 25,000円
- ② 必要書類 … 観覧申込書、誓約書、船舶検査証書の写し、操縦免許証の写し
- ③ 申込期間 … 7月3日（月）から7月14日（金）※必着 まで
※先着順で申し込みを受け付けます
- ④ 申込方法 … 江戸川区花火大会実行委員会(江戸川区中央1-4-1)へ必要書類を持参又は郵送
★持参の場合⇒ 協賛金もあわせてお持ちください。（※1人2艇分まで）
その場で標旗を交付します。（土日を除く8:30～17:00）
★郵送での申込みの場合 ⇒ 振込先のご案内を郵送しますので、振込確認後に標旗を交付（郵送）します。

《申し込みに関する問合せ先》

江戸川区花火大会実行委員会(事務局) 江戸川区産業経済課内
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 TEL 03 (5662) 0523
市川市民納涼花火大会実行委員会(事務局) 市川市観光振興課内
〒272-0021 市川市八幡1-1-1 TEL 047 (711) 1142

<注意事項>

観覧エリアおよび周辺は、実行委員会の自主警戒船が警戒にあたります。観覧時や退場時等に、実行委員会および関係機関から指示があった場合は速やかに従ってください。

指示に従わなかった船舶の所有者に対しては、翌年より最低2年間のご協賛をお断りします。